

立川市クリーンセンター羽毛布団売却（単価契約）仕様書

1. 目的

発注者が粗大ごみとして回収、選別した羽毛布団を再資源化の用に供し、資源の循環および環境負荷の低減に資することを目的とする。

2. 売却品目

立川市クリーンセンター（以下、「クリーンセンター」という）に搬入された羽毛布団とする。

3. 期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

4. 羽毛布団引渡場所

羽毛布団の引渡場所は下記のとおりとする。受注者の運搬車両に積載した時点をもって売却が成立したものとする。

東京都立川市泉町2,002番地

立川市クリーンセンタープラットホーム内とする。

5. 搬出日及び搬出時間

原則として月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）の午前8時30分から正午、午後1時から午後4時までとし、詳細は発注者と協議して決定する。

6. 羽毛布団の積載作業

羽毛布団の運搬車両への積載作業は、受注者が行うこと。

7. 経費の負担

- 1) 受注者の故意または過失による機器類の損傷、故障等については一切受注者の負担とする。
- 2) 羽毛布団売却に伴い使用する器具類については受注者にて用意することとする。

8. クリーンセンター内における事故等

受注者は事故等の発生がないように相当な注意を持って当たらなければならない。受注者が作業中に起こした事故等については、受注者の責任において誠意をもって対応するものとし、補償等に係る保険を担保しなければならない。

9. 集計

- 1) 受注者は搬出する羽毛布団の集計を集計区分ごとに行い、その都度発注者と受注者間で搬出数量を確認の後、羽毛布団引取報告書を発注者に渡すものとする。また、受注者は集計区分ごとの月間搬出実績数量を記載した羽毛引取枚数月次報告書を発注者に毎月提出するものとする。
- 2) 発注者は羽毛引取月次報告書により羽毛布団売却金を請求するものとする。
- 3) 集計区分は、次のとおりとする。
 - ①厚いもの…羽毛のダウン率が 50%以上の羽毛布団で、かつ、充填量が 1.0kg 以上のもの
 - ②薄いもの…羽毛のダウン率が 50%以上の羽毛布団で、かつ、充填量が 1.0kg 未満のもの

10. 環境により良い自動車の利用

本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- ①ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- ②自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成 4 年法律第 70 号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- ③低公害・低燃費な自動車であること。
 - ・なお、適合確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

11. その他

- 1) クリーンセンターに入退場する際は計量棟にて受付を済ませること。
- 2) 搬出する羽毛布団の判別は受注者にて行うこと。
- 3) 搬出した羽毛布団を再びクリーンセンターに搬入することは認めない。
- 4) 搬出作業に伴い、施設及び機械等に損傷を与えた時は、速やかに原形に復すること。
- 5) 搬出作業に当たっては、積荷の落下及び飛散等がないよう十分な方策を講じ、これを防止すること。
- 6) 受注者は本契約を履行するにあたり、関係法令はもとより、企業の社会的責任において諸法令を遵守しなければならない。法令違反が認められた場合、発注者は、本契約を破棄することができ、契約不履行により発注者が被った損害について受注者は補償しなければならない。
- 7) 作業従事者の服装は、作業にふさわしいものとしなければならない。

12. 疑義

本仕様書に記載されていない事項または本仕様書に疑義が生じたときは、発注者及び受注者が協議のうえ決定するものとする。